

## 沖縄県立芸術大学学生規程

令和4年3月4日  
沖芸大規程第58号

(学生証)

第1条 学生は、学生証の交付を受けて常時携帯するものとする。

第2条 学生証を紛失したときは、学長に届け出て再交付を受けなければならない。

第3条 学生証は、卒業、休学、退学、除籍の場合又は有効期間を経過したときは、直ちに学長に返納しなければならない。

(居所及び保証人)

第4条 学生は居所を変更し、又は保証人に異動がある場合は、その都度学年担任の承認を得て、速やかに学長に届け出なければならない。

(健康診断)

第5条 学生は、毎学年定期に行う健康診断及び臨時に行う健康診断を受けなければならない。

(集会及び団体)

第6条 学生が全学生を会員とする学生自治会等を設立しようとするときは、学長が推薦する教員2人を顧問教員と定め、責任者3人以上の連署の上、団体規約を添え、学長に届け出なければならない。

第7条 学生が団体を設立しようとするときは、常勤教員の中から顧問教員を定め、その助言を受け、責任者3人以上の連署の上、団体規約及び名簿を添えて学長に届け出なければならない。

2 前項の団体は、次の団体をいう。

- (1) サークル、同好会
- (2) その他

3 前項の団体は、大学から認定を受け支援等を受けることができる。認定を受けようとするときは、所定の申請書類を学長に届け出なければならない。手続きに必要な事項および支援に関することは、別に定める。

4 認定団体は、次の団体をいう。

- (1) 登録団体
- (2) 公認団体

5 団体に参加する者

- (1) 団体を構成し活動に参加する者は、原則として本学学生及び教職員とする。
- (2) 本学学生または本学教職員以外の者が参加する場合は、沖縄県立芸術大学学生団体参加申込書(様式1)および団体への参加に関する誓約書(様式2)を学長に提出し許可を得なければならない。

6 団体または団体を構成し参加する者が、沖縄県立芸術大学学生の懲戒に関する規程第4条に違反する行為を行った場合、学長は、その団体の活動を停止または解散の処分を行うことができる。処分は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

第8条 学生又は学生の団体が学外団体の組織に加入し、又は活動に参加しようとするときは、学年担任又は顧問教員の助言を受け、3日前に学長に届け出なければならない。

第9条 第7条に基づいて設立された団体は、毎年5月末までに名簿を更新し、学長に届け出るものとする。この場合において、届け出のない団体は、解散したものとみなす。

2 団体が解散した場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

第10条 第6条及び第7条によって設立された団体が、団体規約、顧問教員又は責任者が替わったときは、第6条及び第7条の規定に基づき改めて、学長に届け出なければならない。

第11条 第8条の規定に基づき学外団体の組織に加入した学生又は学生団体は、毎年5月末日までに同条に規定する手続きを経なければならない。

第12条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動若しくは特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

第13条 学生又は学生の諸団体が学外者を招こうとするときは、学年担任又は顧問教員の助言を受けて、その期日3日前までに学長に届け出なければならない。

第14条 学生又は学生の団体が集会をしようとするときは、学長に届け出なければならない。2 届出の期日は、原則として2日前までとする。ただし、大学の行事に支障をきたさない時間に限る。

第15条 学長は、集会の責任者又は参加者が大学学則、大学院学則その他の法人の規則等の規定に違反し、又は職員の指示に従わないときは、当該集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることができる。

第16条 学生又は学生の団体が本学の建物、施設又は物品を使用する場合は、事前に管理者の許可を得なければならない。使用の許可を受けた者は、使用についての責任を負うものとする。

第17条 学生又は学生の団体が掲示しようとするときは、学長に届け出て承認を得なければならない。この場合において、学内に掲示するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 掲示物には、責任者の氏名を明記すること。
- (2) 掲示物の大きさは新聞1ページ大までを原則とする。
- (3) 掲示期日は、7日以内を原則とする。
- (4) 指定された場所に掲示すること。
- (5) 掲示期間を過ぎた掲示物は、責任者において撤去すること。

2 前項の掲示のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、掲示を認めない。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又は名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を記載したもの
- (3) 特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的としたもの
- (4) 内容が品位に欠ける又は学内の秩序を乱すおそれがある等学長が不適当と認めたもの  
(出版物発行及び配布)

第18条 学生又は学生の諸団体が新聞、雑誌、パンフレットその他を出版しようとするときは学年担任又は顧問教員の指導を受け、学長に届け出なければならない。

第19条 学生又は学生の諸団体が出版物を配布しようとするときは、事前に配布物を添えて学長に届け出なければならない。  
(その他)

第20条 学生又は学生の諸団体が本学内外において世論調査、署名運動、寄付金募集、決議文の発表、行列、行進等をしようとするとき、又は沖芸祭及び五芸祭等、大学が認めた催事において、学内で物品の販売をしようとするときは、学年担任又は顧問教員の助言を受け、3日前に学長に届け出なければならない。

第21条 静粛な学園にするため原則として拡声器を使用してはならない。ただし、緊急の場合は、学長の許可を得て使用することができる。

第22条 学生又は学生団体の行為が本学の機能を害し、又は学内の秩序を乱すおそれがある

ると認めるときは、その行為を禁止する。

附 則（令和4年3月4日学長決裁）

この規程は、令和4年3月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月23日学長決裁）

この規程は、令和7年1月23日から施行する。

附 則（令和7年6月20日学長決裁）

この規程は、令和7年6月20日から施行する。

附 則（令和8年6月5日学長決裁）

この規程は、令和8年6月5日から施行し、令和8年4月1日から適用する。